

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む）に掲げる手術等

（対象期間：2025年1月～2025年12月）

手術	件数
<b>区分1に分類される手術</b>	
頭蓋内腫瘍摘出術等	0件
黄斑下手術等	0件
鼓室形成手術等	0件
肺悪性腫瘍手術等	0件
経皮的カテーテル心筋焼灼術	0件
肺静脈隔離術	0件
<b>区分2に分類される手術</b>	
靭帯断裂形成手術等	0件
水頭症手術等	0件
鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0件
尿道形成手術等	0件
角膜移植術	8件
肝切除術等	0件
子宮附属器悪性腫瘍手術等	0件
<b>区分3に分類される手術</b>	
上顎骨形成術等	0件
上顎骨悪性腫瘍手術等	0件
バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0件
母指化手術等	0件
内反足手術等	0件
食道切除再建術等	0件
同種死体腎移植術等	0件
<b>区分4に分類される手術の件数</b>	
人工関節置換術及び人工股関節置換術（手術支援装置を用いるもの）	0件
乳児外科施設基準対象手術	0件
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0件
冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む）及び体外循環を要する手術	0件
経皮的冠動脈形成術	0件
急性心筋梗塞に対するもの	0件
不安定狭心症に対するもの	0件
その他のもの	0件
経皮的冠動脈粥疎切除術	0件
経皮的冠動脈ステント留置術	0件
急性心筋梗塞に対するもの	0件
不安定狭心症に対するもの	0件
その他のもの	0件